北部地域への交通支援の実施について

資料2-1

1. 運行事業者の決定報告

1.1 豊中市乗合タクシー運営業務委託(北部地域)に係るプロポーザル審査の経緯

➢ 運行事業者は次に示す経過より決定しています。

表１ 公募開始から事業者選定までのスケジュール

実施内容	時期	備考
募集要項等の公表	10 月 10 日(金)	市ホームページに掲載
質問事項の提出期限	10 月 22 日(水)	
質問事項への回答	10 月 24 日(金)	
提出書類の提出期限	11 月 10 日(月)	**提出者:計１者**
第一次審査(書類審査)の実施	11 月 17 日(月)	※応募事業者数が４者以下であったため、第一次審査(書類審査)は実施せず
第二次審査(プレゼンテーション)の実施	11 月 26 日(水)	
結果通知の公表	12 月２日(火)	市ホームページに掲載

1.2 運行事業者の選定結果

➢ プロポーザル審査を経て、選定された事業者の名称と所在地を以下に示します。

・事業者名:阪急タクシー株式会社

・所 在 地:大阪府池田市空港１丁目９番 10 号

・選定理由(※講評ポイント):

本市の交通施策及び地域特性を良く熟知しているほか、広報や回数券販売の方法など阪急グループとして事業者独自の具体的でかつ実現性が高い提案となっている。さらに、当市の西部地域・南部地域乗合タクシーをはじめ、他自治体で同種事業の実績も豊富であり、これらの経験を生かした業務実施にも期待ができることから、受託候補者としてふさわしいと判断しました。

2. 計画の検討状況

2.1 事業概要

➢ 別紙「資料 2-2 豊中市公共交通改善実施計画【交通支援検討地域改善施策 北部地域実証運行編】(案)」のとおりです。

2.2 運行開始までのスケジュール

➢ 運行開始までのスケジュールは、以下のとおり予定しています。

表２ 公募開始から事業者選定までのスケジュール

実施内容	時期	備考
①運行事業者との委託契約の締結	令和８年(2026 年) １月上旬	
②地域公共交通協議会における 道路運送法第 21 条同意決議	１月 14 日(水)	※ 本日の協議会
③運輸局申請書類の提出	１月中旬	※ 標準処理期間約２カ月
④運行説明会・試乗会の実施	３月中旬～下旬	※ 沿線地域で実施
⑥実証運行開始	４月１日(水)	

乗合タクシーを利用する際に必要な予約の方法、停留所で乗車する時や降車時の料金支払い方法等を実際に体験できる『試乗会』を運行事業者の阪急タクシーの協力のもと、３月に開催する予定だワニ☆

豊中市キャラクター
「マチカネくん」

皆様に利用していただける『北部地域乗合タクシー』を目指して、みなさんと一緒に頑張ります!!

阪急タクシー
イメージキャラクター
「タクロー君」

3. 既存公共交通の停留所との共有について

3.1 道路交通法第 44 条第 2 項第 2 号に基づく手続

- 豊中市乗合タクシー「Mina Notte」北部地域路線の停留所と、阪急バスの停留所を共有するにあたり、道路交通法第 44 条第 2 項第 2 号で定められている「路線バス停留所における駐停車禁止規制の除外」に係る手続を行います。
- 本実証運行では、関係機関と連携し、柴原阪大前停留所を共有停留所とする方向で調整を進めています。

道路交通法第 44 条により、乗合自動車の停留所の標示柱（標示板）から 10 メートル以内の部分は停車及び駐車が禁止されていますが、関係者が合意し、その旨を県公安委員会が公示した場合、地域住民の生活に必要な旅客を確保するための乗合タクシーなども駐停車ができるようになりました（※道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第 42 号））。

【路線バス停留所における駐停車禁止規制の概要】

原則：路線バスの停留所から 10m 以内は駐停車禁止（運行時間中に限る）
（法第 44 状第 1 項第 5 号）

除外：当該停留所が含まれる運行系統に属する路線バスが乗客の乗降、運行時間調整のために駐停車するとき（法第 44 状第 2 項第 1 号）

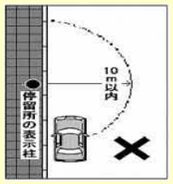

出典：大阪府警察資料

【駐停車禁止除外対象の拡大】（令和 2 年改正）

地域住民の生活に必要とされる旅客運送を確保するために有用な一般旅客自動車運送事業用自動車または自家用有償旅客運送用自動車が路線バスの停留所において、乗客の乗降、運行時間調整のために駐停車するとき（法第 44 状第 2 項第 2 号）

〔要件〕
- ・地域住民の生活に必要な旅客輸送
- ・停留所での駐停車について関係者が合意し、公安委員会が公示

〇関係者の合意
- ・乗合自動車（路線バス）等を使用する者
- ・公安委員会
- ・都道府県知事又は市町村長
- ・地方運輸局
- ・公安委員会が認める者

道路状況		幅員（m）			情報案内標示種別		備考
		歩道	車道（片側）	車道（全幅）	種別	占用先	
駅前広場ロータリー	市道	5.0	8.0	-	看板	豊中市	横断防止柵に取付

4. 北部地域乗合タクシーの運行に係る地域公共交通協議会での協議

4.1 経緯

- 令和７年(2025 年)3 月に改定した豊中市地域公共交通改善計画の取り組むべき施策のうち、「移動が困難な地域への支援」の施策実施にあたり、地域における利用ニーズを把握するため、実証運行を行う予定である。
- 実証運行については、プロポーザルで選定したタクシー事業者により、道路運送法第 21 条の許可(以下「21 条許可」という。)を受け実施する。なお、21 条許可の申請に先立ち、地域公共交通協議会において、実証運行の内容について協議する。

道路運送法(抜粋)

(乗合旅客の運送)

第二十一条　一般貸切旅客自動車運送事業者及び**一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。**

一　災害の場合その他緊急を要するとき。

二　**一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。**

4.2 地域公共交通協議会に協議する事項

①区域運行に係る事業計画等に関すること(道路運送法第5条関係)

・営業区域　・運行系統及び運送の区間　等

②使用車両の移動円滑化基準適用除外認定に関すること

道路運送法(抜粋)

(許可申請)

第五条　一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

三　路線又は**営業区域**、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別(一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行(路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。)その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。)ごとに**国土交通省令で定める事項に関する事業計画**

4.3 協議後の流れ

- 地域公共交通協議会の合意が取れた後に、運行事業者に対し、「協議が調っていることの証明書」を交付し、運輸局へ各種申請を行う(標準処理期間は、概ね２ヵ月程度)。

4.4 道路運送法第 21 条の許可のもと区域運行に係る協議事項

(案)

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和 8 年 1 月 14 日開催の豊中市地域公共交通協議会において，下記事項に関し，協議が調ったことを証明する。

記

1　協議が調っている運行の形態

区域運行

2　協議が調った事項

運行計画　別紙のとおり

3　協議が調っている路線又は区域

豊中市北部地域乗合タクシー

宮山・永楽荘ルート及び刀根山・蛍池ルート

(豊中市北部地域、中北部地域及び西部地域)

4　実施予定日

令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日

令和 8 年 1 月 14 日

豊中市地域公共交通協議会

会長　猪　井　博　登

4.5 使用車両の移動円滑化基準適用除外認定について

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）により、原則、乗合事業で使用する車両は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（移動円滑化基準）に適合しなければならないが、移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領の第 3 条第 4 項において、「車両総重量 5t以下であって乗車定員が 23 人以下の自動車」は移動円滑化基準適用除外の認定を申請することができるとしている。
- 北部地域乗合タクシーは、一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両で運行するため、移動円滑化基準適用除外の車両で運行することについて、合意を図るものである。

【使用車両】

・車　　種　：一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用
（代表車種：トヨタ クラウンセダン、トヨタ ジャパンタクシー）

・乗客定員　：4名（乗務員含めた定員は 5 名）

・使用車両数：96 両

※車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」の適用除外とする

【認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容】

第37条第2項第2号	乗降口のスロープ板設置
第39条	車椅子スペース
第40条第1項	通路の有効幅
第40条第2項	通路の手すりの間隔
第41条第1項	車内用運行情報 提供設備
第41条第2項	車外用放送設備
第41条第3項	車両の行き先表示